

## 国民健康保険税の納税 通知書をお送りします

平成27年度国民健康保険税の納税通知書を7月中旬、世帯主（納税義務者）あてに送付します。

### ▼平成27年度改正点 【課税限度額が変更】

医療保険分は51万円から52万円に、後期高齢者支援金分は16万円から17万円に、介護保険分は14万円から16万円に保険税の上限額が変更になります。

【軽減措置の対象が拡大】所得が少ない世帯には、世帯の所得や人数に応じて均等割額および平等割額の軽減措置がありますが、これの判定基準が変更され、軽減対象者が拡大されます。該当する世帯は納税通知書に記載されます。なお、所得の申告（確定申告や町民税などの申告）をしていないなど、所得が不明の場合は、所得が一定基準より少ない世帯であっても軽減措置が受けられません。

## 国民健康保険 高年齢受給者証について

70歳になると、病院の窓口で支払う、自己負担額が「高年齢受給者証」の提示により変わります。対象となる期間は70歳の誕生日の翌月（1日が誕生日の人はその月）から75歳になるまでです。

また、既に70歳となられた方に現在発行している「高年齢受給者証」の有効期限は7月31日です。

新しい受給者証は、平成26年中の収入などをもとに一部負担金の割合を再判定し、7月末までに郵送でお届けします。

8月になって新しい受給者証が届かない場合は、住民課までご連絡ください。

住民課までご連絡ください。

住民課までご連絡ください。

住民課までご連絡ください。

住民課までご連絡ください。

住民課までご連絡ください。

問 820・5603

区分	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割	4.85%	1.36%	1.29%
資産割	9.00%	2.00%	3.30%
被保険者均等割 (加入者1人につき)	28,500円	7,800円	9,800円
世帯別平等割 (1世帯につき)	22,500円	6,100円	5,200円
課税限度額 (1世帯あたり)	(※) 520,000円	(※) 170,000円	(※) 160,000円

(※) 平成27年度改正

## 自立支援医療（精神通院医療・更生医療・育成医療）について

障害のある人が、心身の障害状態の軽減を図るため、指定自立支援医療機関から必要な医療を受けた場合に、その医療費の自己負担額を軽減する制度です。ただし、一定所得以上の場合には対象外となります。

	精神通院医療	更生医療	育成医療
対象者	次の精神疾患により通院による精神医療を継続して要する程度の病状にある人 ①統合失調症②精神作用物質による急性中毒またはその依存症③てんかん④その他の精神疾患など	次の疾患の治療を受け、その治療効果が確実なものと期待できる身体障害者手帳をお持ちの人（18歳以上） ①肢体不自由②視覚障害③聴覚、平衡機能障害④音声、言語、そしゃく機能障害⑤内臓障害（心臓、腎臓、小腸、肝臓機能障害に限る）⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害	現在身体に次の障害があるか、または疾患があつてそのままにすると将来一定の障害を残すと認められ、手術などの外科的な治療などでその症状が軽くなり、日常生活が容易にできるようになると認められる人（18歳未満） ①肢体不自由②視覚障害③聴覚、平衡機能障害④音声、言語、そしゃく機能障害⑤内臓障害⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害⑦人工透析療法、抗免疫療法、中心静脈栄養法
利用者負担など	医療費の1割：世帯の所得に応じて、自己負担の上限月額（2,500円・5,000円・10,000円・20,000円）を設定します。		
問申	福祉課 ☎820-5605		

## 「あゆみ祭り」 開催のお知らせ

今年も「あゆみ祭り」の季節になりました。皆さんお誘いあわせのうえ多数お越しください。平安祭典から送迎車がピストン運行します。

時 7月11日(土)午前10時～午後2時

所 障害者活動センターあゆみ

▼内容：バザー（喫茶・軽食、あゆみ商品など）、アトラクション（あゆみのみんな、ダンス、アンクルン（竹の楽器演奏）、エイサーなど）、展示など



問 820・5603  
み 障害者活動センターあゆみ

## 8月1日から 後期高齢者医療被保険者証（保険証）が新しくなります

後期高齢者医療の被保険者に新しい保険証（水色）を交付します。

8月1日以降に病院に行くとときには、必ず新しい保険証をご提示ください。

なお、保険証は7月末までに、広島県後期高齢者医療広域連合から郵送でお届けします。8月になって保険証がお手元に届かない場合は、住民課までご連絡ください。

住民課までご連絡ください。

住民課までご連絡ください。

住民課までご連絡ください。

住民課までご連絡ください。



## 国民健康保険・後期高齢者医療保険「限度額適用認定証」（更新）について

医療機関窓口（入院・外来）での支払いは、「限度額適用認定証」を提示すれば、決められた自己負担額までとなります。

現在発行している「限度額適用認定証」の有効期限は7月31日です。既に証を持つている人には7月中旬に申請書を郵送でお届けします。引き続き交付を希望される人は再度申請してください。また、新たに希望される人は、住民課で申請してください。なお、後期高齢者医療保険で「限度額適用認定証」をお持ちの方は、自動更新となりますので、手続きは不要です。

住民課までご連絡ください。

住民課までご連絡ください。

住民課までご連絡ください。

住民課までご連絡ください。

住民課までご連絡ください。

住民課までご連絡ください。

住民課までご連絡ください。

住民課までご連絡ください。

## 子育て支援センター エンゼル通信



親子で楽しく遊び、子育て仲間と交流し、学び合いながらゆとりある子育てができるよう応援しています。親子はもちろんのこと、孫育て中のおじいちゃん、おばあちゃんもぜひご利用ください。

●「パパとおひさま」（毎月第2土曜日）9:30～11:30  
お父さんにとっておきの楽しい時間を過ごしましょう。町内在住の親子さん、里帰りの親子さん遊びに来てください。

もちろんご家族もOK！  
※いずれの事業も変更する場合があります。子育て支援センターの子定表または電話でご確認ください。

●水遊びをしよう!!  
日 時：7/27(月)・29(水)・30(木)・31(金)  
8/3(月)・6(木)・7(金)・10(月)・11(火)・12(水)  
いずれも10:00～11:00  
(同日に室内で「おひさまルーム」も行っています)

持ち物：洗ってあるパンツ、または水着  
タオル2枚(ハンドタオル1枚・バスタオル1枚)  
※おむつのはずれていないお子様は、プールの周りでの水遊びのみとなります。雨天、曇りの場合は中止します。

子育て支援センター・ファミリーサポートセンター（西部地域健康センター内） ☎820-5502 ☎820-5503  
開設日時（※年末年始、祝日除）：月～金曜日9:30～17:00  
第2土曜日9:30～11:30  
〈子育て相談 月～金曜日 13:00～17:00〉

### ●子育て支援センターの主な予定（いずれも11:30に終了）

実施日	開始時間	行事（講師・敬称略）
21日(火)	10:30	子育て懇談会（金澤綾子）
23日(木)	11:00	7月生まれのお誕生会
24日(金)	9:30	わくわくキッズ（2歳以上）
8月4日(火)	9:30	ふわふわベビー（11ヶ月までの乳児・妊婦）
8月5日(水)	10:30	子育てなるほど講座「こどもの肌」

### ●パステルルーム

地域での活動拠点としてご利用いただけます。育児相談や家庭で楽しめる遊びの紹介などを行っています。  
※パステルルーム開催日に西部地域健康センター内子育て支援センターでも「おひさまルーム」を行います。

実施日	開始時間	場 所
14日(火)	10:00	東部地域健康センター（要申込）
16日(木)	9:30	中央ふれあい館
8月7日(金)	10:00	東部地域健康センター（要申込）

※東部地域健康センターでは親子ふれあい体操を行います。  
●おひさまルーム（上記日程以外の9:30～11:30）  
●「うたとおはなしの広場」（第1・3金曜日14:30～15:00）  
●ほっとるーむ（月～金曜日13:00～15:30）  
※第3水曜日のみほっとるーむベビー（11カ月までの乳児対象）  
※23日(木)は健診のためお休みです

## STOP9 わが家の「ケータイルール」

夜9時以降、児童生徒はテレビゲーム・スマホをやめて、十分な睡眠を取りましょう。毎朝欠かさず朝食を食べ、基本的な生活習慣を身に付けましょう。

## ひだまりサロン情報

▼障害のある人やご家族が集うサロンを毎月開設しています。☎7月16日(木)14時～16時  
☎スペースぶなの森（貴船2番20号）☎無料（飲物、材料などは実費）☎福祉課☎820-5605